



島根県報

平成26年 1月28日 (火)

第 2,566 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の指定	(医 療 政 策 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
解除予定保安林	(")	3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	3
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(会 計 課)	3

【公 告】

都市計画の決定案の縦覧	(都 市 計 画)	4
-------------	-----------	---

【公安告示】

貴重品運搬警備業務 1 級検定及び貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	4
-------------------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第38号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
松江市立病院	松江市乃白町32番地 1	平成26年 2月 1日から 平成29年 1月31日まで
松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	
松江記念病院	松江市上乃木三丁目 4 番 1 号	
総合病院松江生協病院	松江市西津田八丁目 8 番 8 号	
玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町 1 - 2	
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	
雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地 1	
町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地 1	
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	
島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目 1 番地 1	
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536 - 1	
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番12	
社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016番地37	
益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103 - 1	

島根県告示第39号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万南谷826-1、828-1、828-4、828-5、829、都万夕月934-1、都万夕月谷967、968、969-1、969-2、971-1、971-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第40号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年1月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町高畑333-8、333-16、333-17、336-4から336-7まで
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第41号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成22年度～25年度	10枚	1冊	枕木②	平成26年1月20日

島根県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
波子町5、上口5
 - (2) 土石流
波子町A、川越坂本A、長谷柚ノ木谷川
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第43号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成26年 1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
1の11	安来市広瀬町広瀬1911-1 島根県食品衛生協会安来支 所 支所長 野坂 保	安来市広瀬町広瀬1911-1	島根県食品衛生協会安来 支所 支所長 野坂 保	社団法人 島根県食品衛 生協会安来支所 支所長
352	雲南市木次町里方531-1 島根県食品衛生協会雲南支 所 支所長 佐藤 貞之	雲南市木次町里方531-1	島根県食品衛生協会雲南 支所 支所長 佐藤 貞 之	社団法人 島根県食品衛 生協会雲南支所 支所長

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年 1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

大田、仁摩及び温泉津都市計画区域の全域並びに大田市温泉津町の一部

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大田市役所

4 縦覧期間

平成26年 1月28日から同年 2月12日まで

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成26年 1月28日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務 1 級	学科試験	平成26年 5月 8日（木）午前 9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成26年 6月28日（土）午前 8時30分から午後 5時まで	

貴重品運搬警備業務 2 級	学科試験	平成26年 5月 8日 (木) 午前 9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成26年 6月14日 (土) 午前 8時30分から午後 5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成26年4月14日(月)から同月18日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 貴重品運搬警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。